

(第1編)

第10章 訴訟上の裁定に対する不服申立て

第1節 裁判官および裁判所の裁定に対する不服申立て

第216条 予審裁判官の裁定に対しては、変更請求(recurso de reforma)、控訴および苦情の不服申立て(recurso de queja: 前掲)を行使できる。

第217条 変更請求は、予審裁判官のすべての決定に対して申立てできる。控訴は法律に規定される場合にのみ提起でき、そして、法律に明示的に規定される場合に限り、両方の効果(\*移審効果と執行停止効果)で認められる。

(訳者注: 移審効果とは、争われる裁定を下した裁判官(裁判所)が(当事者の)不服申立てを上級の裁判官(裁判所)に送り、その上級庁が紛争について審理・判断する効果であり、執行停止効果とは、争われる裁定の執行を一時的に停止させる効果である。つまり、上級庁が裁定するまで、争われる裁定は執行できない。)

第218条 苦情の不服申立ては、(予審)裁判官のすべての控訴できない決定に対して、および、控訴の受理を拒否した裁定に対して申立てできる。

第219条 変更請求および控訴は、決定を下したのと同じ裁判官に申立てられる。苦情の不服申立ては管轄上級裁判所になされる。

第220条 前条に従って、変更請求が申立てられたのと同じ(予審)裁判官がそれを審理する権限を有する。

控訴を審理する管轄裁判所は、口頭審理裁判で訴訟事件の審理が対応する裁判所となる。

同裁判所は、告訴の不受理決定に対する控訴を審理する権限を有する。

第219条第2段に従い、苦情の不服申立てを審理する権限のある(裁判官または)裁判所は、申立てがその前で行われたところの(裁判官または)裁判所と同じになる。

第221条 変更請求、控訴および苦情の不服申立ては、常に弁護士が署名して承認した書面で提起される。

第222条 変更請求が行使された後でないと、控訴は提起できない。ただし、両方を同じ書面で提出することができる、その場合、変更請求が却下された場合に備えて、補充的に控訴が提起される。

変更請求を申立てる者は、(申立て) 書面とともにその他当事者の数と同数のコピーを提出し、かかるコピーは当事者に届けられなければならない。

裁判官は、その他当事者が書面を提出したかどうかに関係なく、コピーが引渡されてから2日目に変更請求について裁定する。

第223条 控訴が提起されると、裁判官は、必要に応じて、一方または両方の効果(\*前掲:第217条)で、それを受理する。

第224条 両方の効果で控訴が受け入れられた場合、裁判所書記官は原記録を控訴を審理すべき裁判所に送付する、(審理)裁判所が最高裁判所の場合、15日の期間内に裁判所に出頭するよう当事者を召喚する。(自治州)高等裁判所または県控訴院の場合は10日となる。

(本条の最終改訂。2009年)

第225条 控訴が単一の目的(\*移審効果)でのみ認められる場合、(予審)裁判官は、第223条に従って、その旨を宣言する同じ裁定の中で、最初に控訴された決定(書)、変更請求に係わる書面、および、含める必要があると思われるその他の特有な書面の公証謄本を、それを発行しなければならない期限を設定して、作成するよう(書記官に)命じる。その期限は、裁定が下された日の翌日から開始する。

この(裁判官)命令が通知された日に続く2日以内に、他に何の命令の必要もなく、検察庁および控訴人は裁判官に対し、含めることが適切と思われる特有な書面を(控訴書類に)含めるよう要求できる、そして、裁判官は、翌日以内に、常に予審の守秘性を考慮してその要求について取り決める(これには、さらなる不服申立てはできない)。複数当事者がある同じ特有な書面の公証謄本を要求した場合、これは1回のみ同封され、裁判官が含めることを取り決めた公証謄本の新たな同封は却下される。

本条第1段の規定に従って、公証謄本発行のために裁判官が設定しなければならない期限は15日を超えてはならず、より短い期間が設定された場合は、裁判所書記官の請求によりこの期限まで延長できる。ただし、15日間の期限が切れる前に、(関連記録の)公証謄本が完成されてなく、裁判所書記官が裁判官に対して公証謄本の100ページを超えるものを提示した場合、裁判官は節度ある期間の延長を取り決めることができる。この期間は10日を超えることはできない。最初の期限が切れる前に、100ページを超える書面の提示は(書記官)命令を通して記録され、それに裁判官と裁判所書記官は、提示された時に、公証謄本が到達した場所に署名する。当事者は、(裁判官の)延長命令の通知を受けた際に、この(書記官)命令を見せられる権利を有する。

第226条 公証謄本化すべき特有な書面の指定に当たって、控訴人はその者自身に秘密にされる記録の閲覧はできない。

第227条 公証謄本が作成されると、当事者は、第224条に定められた期間内に控

訴を審理すべき裁判所に出頭するため、召喚される

第 228 条 上級裁判所が（訴訟）記録を受領した後、召喚期間内に控訴人が出廷しなかった場合、裁判所書記官は、職権で、その決定により不服申立てが放棄されたと宣言し、両方の効果について不服申立てが認められていた場合には、直ちに（予審）裁判官に証明書により通知し、（訴訟）記録原本を返却する。この（書記官）決定に対しては、再審理の直接不服申立て(recurso directo de revisión)できる。

上級裁判所が控訴を審理するために（関連記録の）公証謄本を受け取ったのと同じ日、または翌日に、裁判所書記官は予審裁判官に受領を通知し、（受領書は）予審調書に綴られる。受領書が送付されない場合、（予審裁判所の）裁判所書記官は、控訴を審理する権限を有する裁判所の書記官に受領書を請求し、それでも受領書を受領されない場合は、その旨を統治書記官(\*Secretario de Gobierno)に適切な目的のために直接通知する。

（訳者注：Secretario de Gobierno（統治書記官）とは、上級職階として、最高裁判所などの裁判所書記官を指揮し、司法機関組織法で定められた権限を行使する。また、第 108 条の統治部その他の特別法廷で書記官として機能する）

（本条の最終改訂。2009 年）

第 229 条 控訴人が出頭した場合、裁判所書記官は審理のため 3 日の期限で記録の閲覧を許可する。

その後、同じ期限で、出頭したその他の当事者、そして、その訴訟事件が職権での訴訟手続きを引き起こす犯罪、または、利害関係者の事前の告発で追求できる犯罪に関するものである場合、最終的に検察官が閲覧する。

前各段の規定にかかわらず、当事者に秘密にすべきものは、裁判官または裁判所の裁定に従い、当事者は閲覧できない。

（本条の最終改訂。2009 年）

第 230 条 訴訟記録が検察官により返却されると、または、検察官が事件の当事者ではない場合で、記録が引渡された者により返却されると、裁判所書記官は審問の日を指定する。その審問で検察官（当事者である場合）およびその他当事者の弁護人は、自らの権利に適切と判断するものを報告できる。

審問は、当事者が出廷するか否かにかかわらず、期日を指定した日から審問の日までの間に 10 日以上の間隔を置くことなく、指定された日に開催される。検察官の出廷は、関与するすべての事件において義務である。いかなる理由であっても中断を取り決めることはできず、中断を求める申立ては、その後の不服申立てなしで、完全に拒否される。

管轄裁判所書記官は、自己の責任において、控訴が可能な限り最短の期間内に審理されるよう配慮する、いずれにしても、控訴のために（関連記録の）公証謄本が、または、場合によって予審調書が控訴裁判所に入った日と審問の日の間は 2 か月を超えてはならない。

(本条の最終改訂。2009年)

第231条 両当事者は、審問の日の前に、自らの主張を正当化するために適切と思われる文書を提出できる。他の証拠手段は認められない。

第232条 下された決定が確定すると、(控訴)裁判所の書記官は(予審)裁判官にそのことをその履行のために通知する、その際、控訴が両方の効果(\*移審効果と執行停止効果)でなされた場合には、訴訟書類をその裁判官に返却する。

控訴を審理した裁判所の書記官は、自らの責任において、いずれにしても訴訟記録が予審裁判官に返送されるよう、または、予審がまだ終了していない場合、下された決定が、それが確定した日から3日以内に通知されるよう配慮する。管轄する裁判所書記官は直ちに受領を通知する、通知しなかった場合には、(控訴)裁判所の書記官は、通知しない場合には事実を統治書記官に知らせるという警告をして、受領書を請求する。

(本条の最終改訂。2009年)

第233条 苦情の不服申立てが提起された場合、(上級)裁判所は(予審)裁判官に対し、その目的のために指定された短い期間内に報告するよう命じる。

第234条 この報告書が受理されると、裁判所書記官は、それを検察官に、訴訟が(検察官が)それに介入すべき犯罪による場合には、(検察官が)3日以内に書面による意見を発行するために、送付する。

(本条の最終改訂。2009年)

第235条 この(検察官の)意見がある場合、それに鑑みて、また、(予審)裁判官の報告書に基づいて、裁判所は正当と判断することを裁定する。

(苦情の)不服申立てが控訴の通常期限外で提起されたときは、下される決定は、(本案)訴訟が有していた状態に影響しない、ただし、それを審理する時点で裁判所が取決めることを害しない。

第236条 刑事担当裁判所の決定に対してはその決定を下した同じ裁判所に再調査請求(recurso de súplica)を提起できる、また、控訴は、法律に明示的に規定される場合にのみ提起できる。

(本条の最終改訂。2009年)

第237条 法律が(それに対して)別の種類の不服申立てを明示的に認めている(裁判所)決定は除かれる。

第 238 条 いかなる裁判所の決定に対する再調査請求は、予審裁判官の裁定に対して提起される変更請求に定められた手続きで審理される。

## 第 2 節 裁判所書記官の裁定に対する再審理請求

第 238 条の 2 裁判所書記官により下される全ての調整命令 (*diligencia de ordenación*) に対しては書記官自身に変更請求 (*recurso de reposición*) を行使できる。

法律に明示的に定められている再審理の不服申立ての直接提起が適当な場合を除き、また、裁判所書記官の決定に対して変更請求を提起できる。

変更請求は、常に弁護士が承認して署名した書面で提起される、これには訴訟手続きのその他当事者と同数のコピーが添付される、そして、不服申立人の判断で、(書記官の) 裁定が陥った違反を表示する。いずれにしても、これにより (訴訟) 中断効果は生じない。

変更請求の手続きが受け入れられると、裁判所書記官により検察庁とその他の当事者に、それらが書面でその主張を提出するために 2 日間の共通期間が与えられる、その期間が経過すると、他の手続きなしで、(書記官は) 裁定する。

変更請求を裁定する裁判所書記官の決定に対しては、いかなる不服申立てできない。

(本条の新設。2009 年) (本条の最終改訂。2020 年)

第 238 条の 3 再審理請求 (*recurso de revisión*) は、不服を申立てられる裁判所書記官の決定が下されたところの訴訟手続きのフェーズにおいて機能管轄 (*competencia funcional*) を有する裁判官または裁判所に提起される。提起は、(書記官が) 陥った違反が参照される書面でなされる。その書面は弁護士が承認し署名して、手続きのその他当事者の数と同じ数のコピーを提出する必要がある。

再審理請求の手続きが受け入れられると、裁判所書記官により検察庁およびその他当事者に、それらが書面でその主張を提出するために 2 日間の共通期間が与えられる、その期間が経過すると、裁判官または裁判所は、他の手続きなしで、裁定する。再審理請求を裁定する決定に対しては、いかなる不服申立てできない。

判決の民事言渡しの執行のために、また、本法第 589 条および第 615 条に規定される資産の差押えの保全措置の実施のために下される裁判所書記官の裁定に対する不服申立て制度は民事訴訟法に規定される制度となる。

(本条の新設。2009 年)